

放課後eスポ部 CTG GAMING NAGOYA 会員規約

第1条〔規約〕

1. 本規約は、放課後eスポ部 CTG GAMING NAGOYA（以下「本クラブ」という）の会員規約条件を定めるものです。
2. 会員は、会員としての登録にあたり、あらかじめ本規約を承諾のうえ会員登録するものとします。万一、同意頂けない場合は入会出来ませんのでご了承下さい。

第2条〔所在地〕

1. 本クラブは、愛知県名古屋市中区錦一丁目10番1号 MI テラス名古屋伏見に事務局を置く。

第3条〔目的〕

1. 本クラブは愛知県名古屋市を活動の拠点とし、地域社会に根ざしたeスポーツクラブの普及と発展を図るとともに、将来、夢と希望を持ち生き抜く基礎を養い、個性的な選手を育成しeスポーツを通じた健全な社会作り・子供達の健全な心身の育成に貢献し、広くeスポーツ振興に寄与すると共に地域社会に貢献することを目的とする。

第4条〔入会資格〕

1. 本人が本クラブの目的に賛同し、かつ、本規約その他本クラブの諸規則を遵守する旨を誓約すること。

第5条〔入会手続〕

1. 本クラブ Web サイト内の仮登録ページより仮登録後、年会費と学生証をコミュファ eSports Stadium NAGOYA へ持参し、本登録をしなければならない。
2. 入会日は入会完了日とする。
3. 本規約の条件に同意できない場合、入会日を起算日として8日以内であれば本クラブへの入会解約を申し入れ可能とし、当該期間が経過した場合は本規約等に同意したものとみなすものとする。

第6条〔年会費〕

1. 本クラブの会員は、クラブの運営に必要な年会費を納めるものとする。
 - ① 年会費
 - ・年会費 3,000 円
 - ・年会費は本登録時に納めるものとする。
 - ② 交通費
 - ・移動にかかる費用は、会員負担とする。
 - ③ 別途費用
 - ・入会した会員は、本クラブの指定用品を任意で購入可能とする
2. 年会費の金額を変更する場合は、3ヶ月前までに予告するものとする。

第7条〔退会〕

1. クラブ会員の退会意思を確認した場合に退会を認める。
 - ① 退会届
 - ・個人的な事情等により退会される場合は、事務局までメールにて「退会届」を提出すること。
 - ② 退会日
 - ・退会日は事務局が「退会届」を受理した日とする。

第8条〔会員期間及び更新・退会〕

1. 入会日の月末から翌年の同月末を会員期間とし、会員期間満了月とする。
2. 会員更新は、会員期間満了月末までに、翌年の年会費を会員満了月月末までに納めるものとする。
3. 高等学校を卒業する者は、卒業月末を会員期間とし、会員期間満了月とする。

第9条〔基本活動（練習）日時及び会場〕

1. 原則コミュファ eSports Stadium NAGOYA とする。

第10条〔遵守事項〕

1. 本規約および本クラブの諸規則を遵守すること。
2. 本クラブの指導方針および監督、コーチ、会場責任者の指示に従うこと。

第11条〔禁止事項〕

1. 本クラブの内部事情を第三者に開示すること。
2. 本クラブの秩序、風紀を乱す行為。
3. その他本クラブの名誉または利益を害する行為。

第12条〔負傷時の処理〕

1. 会員が活動中に負傷した場合は、本クラブが応急処置をとる。
2. 前項の応急処置の治療ないしは療養に要する費用は、すべて会員の負担とする。
3. 本クラブ会員が活動中に負傷した場合は直ちに本クラブに対し通知を行う。（電話でも可）

第13条〔除名及び移動〕

1. 会員が次の事項のいずれかに該当した場合は、直ちに除名することができる。
 - ① 本規約に違反したとき。
 - ② 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき。

第14条〔閉鎖〕

1. 本クラブは、社会情勢の変化や、その他本クラブの継続を困難とする事由が生じた場合には、原則3ヶ月前に予告することにより無条件に閉鎖することができる。
2. 天災地変や流行病、その他の不可抗力により本クラブの継続が不可能となったときは、予告をせず直ちに閉鎖することができる。

第15条〔事故の責任〕

1. 会員は、本クラブにおける活動および会場の利用に際しては、監督、コーチ、会場責任者の指示および本クラブの諸規則に従って行動しなければならない。
2. 盗難、傷害その他の事故が発生しても、本クラブおよびコーチ等に対し何ら損害賠償を請求できない。
3. 本クラブの活動を通して発信されたすべての情報に対して、その正確性・速報性・合法性・完全性・有用性など、いかなる保証も致しません。
4. 発信されている情報によって生じた損害や、会員同士のトラブル等に対し、当クラブは一切の保証および関与を致しません。

第16条〔権利〕

1. 本クラブ活動のための配信する情報、映像及び画像等の著作権は本クラブに帰属する。ただし、会員が提供、配する情報、映像及び画像等の著作権はその提供者に帰属する。
2. 本クラブに関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権はすべて本クラブに帰属する。
3. 本クラブの活動を通して発信されたすべての情報に対して、その正確性・速報性・合法性・完全性・有用性など、いかなる保証も致しません。
4. 発信されている情報によって生じた損害や、会員同士のトラブル等に対し、当クラブは一切の保証および関与を致しません。

第17条〔個人情報保護〕

1. 本クラブにける個人情報の取り扱いに関しては、本クラブにて定める「放課後eスポ部 CTG プライバシーポリシー」の通りとする。

第18条〔改正および細則〕

1. 本クラブは、必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

第19条〔準拠法および管轄裁判所〕

1. 本クラブと会員の間で法律問題については、日本国法を適用する。
2. 本規約について本クラブと会員の間で、訴訟の必要が生じた場合、名古屋地方裁判所を所轄裁判所とする。

第20条〔施行〕

1. 本規約は西暦2020年7月17日から施行する。

《事務局》

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦1-10-1 MI テラス名古屋伏見

CTG GAMING 事務局

TEL : (052) 740-8925 Mail : contact@ctg-gaming.jp